

最高裁判所 入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	令和6年7月26日（金）	最高裁判所小会議室 （参集及びWEB会議）
委 員	委員長 角 田 誠 （東京都立大学大学院環境科学研究科建築学域教授）	
	委員 金子 裕 子 （公認会計士）	
	委員 都 筑 満 雄 （明治大学法学部教授）	
審議対象期間	令和5年10月1日から令和6年3月31日	
抽出案件	（備考）	
工事	一般競争	2件
	公募型及び工事 希望型指名競争	－
	通常指名競争	－
	随意契約	1件
建設コンサルタント業務	一般競争	－
	プロポーザル方式	－
	随意契約	－
	総件数	3件
委員からの意見・ 質問及びそれに対する回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見 の具申又は勧告の 内容	なし	

(別紙)

意見・質問	回答
<p>(裁判所における契約の状況について)</p> <p>※ 令和5年度下半期に入札を実施した工事の裁判所別の契約締結率、初度入札及び再度入札別の結果、不調案件、入札参加者数の平均値等について報告</p> <p>・業務の発注状況について、新規契約よりも業務変更の割合が多いが、契約の性格上仕方がないことなのか。</p> <p>・技術者要件を緩和することで、入札参加者数を増加したいとのことであるが、品質低下につながることはないのか。</p> <p>・週休2日制度は、民間の工事にも導入されているようであるが、公共工事の魅力上昇につながるのか。</p> <p>・週休2日制度だけを導入しても、そもそもの工期を伸ばさなければ無理な工事を強いることになり、魅力を感じてもらえないことは明らかである。裁判所に限ったことではなく公共工事全体の問題であるが、無理のない工期とすることも併せて検討していただきたい。</p> <p>・参加者が1人もいないことは大きな問題であ</p>	<p>・新規契約よりも業務変更が多いのは、年度内に業務を終わらせる必要があることから下半期に新規契約を行うことが難しいためであり、契約の性格上というよりは、納期の問題で仕方がないことだと考える。</p> <p>また、下半期は納期末であり、精算などを行うことにより業務変更が多い傾向にある。</p> <p>・品質の低下につながるような緩和をするのではなく、案件の特性に応じた可能な範囲での緩和をしていきたいと考えている。</p> <p>・超過勤務の上限規制が本格的に始まったのは令和6年4月からであり、週休2日制度の導入は民間にはまだ浸透していない時期にあると考えている。一方、公共工事については、国交省主体で事前に準備をしておき、裁判所においても週休2日制度の導入を令和5年度から試行的に行っているため、引き続き推し進めることができないか検討している。</p> <p>とはいえ、民間でも週休2日制度の導入が増えてくると、相対的に公共工事の魅力が下がることは間違いないので、週休2日制度の導入以外の方策も検討する必要があると考えている。</p> <p>・承知した。</p> <p>・金銭的に魅力がないかどうかは契約後に判</p>

意見・質問	回答
<p>り、従前は元請業者であるゼネコンから声が掛かれれば金銭的なことを気にせずに受注していた下請業者が、現在は、金銭的に魅力がなければ受注せず、系列を超えていい案件を受注しているという話もある。それがいいかどうかは別であるが、公共工事の魅力として、どのようなものが求められているかをしっかりと把握しているかが心配である。建設会社等の希望を拾いあげていくようなことも必要ではないか。</p> <p>・入札に至らずに不調となる案件が多いことに対し、対策として、参加者増加策、技術者確保策、民間工事に比べて魅力のある工事の3点を行っており、若干の改善が見られたとあるが、これは令和5年度上半期と比較して改善したという趣旨でよいか。</p> <p>・入札による契約件数の推移について、令和元年、2年の下半期の契約件数と比較して令和3年以降の下半期の契約件数が大幅に減少しているが、その要因は何か。</p> <p>・設計変更を行っている工事が多く、変更の理由として工期に間に合わないことにより工期を延長することもあるようだが、そもそもの工事内容を縮小するなどして、余裕をもった工期設定の発注を心掛けるべきではないか。</p>	<p>明することであり、参加者が1人もいないというのは、金銭的な面以外に大きな要因があるのではないかと考えている。</p> <p>裁判所における改修工事は、裁判所の業務を行っている平日ではなく土日工事がメインとなり、それが参加者減につながっているのではないかという話も聞いたことがある。その中で週休2日制度を導入するとなると、平日を現場閉所にする必要があり、土日を現場閉所にしたいと考えている会社にとっては、週休2日であっても魅力は感じず、そこが大きな問題になるのではないかと考えている。そのため、平日に工事ができるような方策を考えているところである。</p> <p>・そのとおりである。</p> <p>・下半期だけが減って上半期が大幅に上昇したわけではなく、年間の契約件数が減少しており、令和2年度までの予算と比較して、令和3年度以降の予算額が減少しているほか、人件費や物価高騰の影響がその要因と考えている。</p> <p>・例えば、1度目の入札手続で不調になり、同様の案件を再度公告する場合は、工事内容を縮小するなど、いずれの案件も余裕をもった工期設定の発注を心掛けている。</p> <p>とはいえ、工事後に執務室等として使用する場所の改修等が含まれる工事もあることから、大幅に質を下げるような内容の縮小は難しいこともあるほか、現地からの要望に応える形の設計変更も少なからず存在することから、当初設定した以外の要因による設計変更もありうるところである。</p>

意見・質問	回答
<p>抽出案件について</p> <p>1 東京高地簡裁庁舎 1 期工事</p> <p>※ 本件は、今期の工事の契約案件の中で 1 者入札となった案件のうち、最も金額が高いものである。</p> <p>1 度目の入札公告手続において入札者は 1 者であり、予定価格超過により不調となった。そのため、見積活用方式を試行し、技術難易度を下げて再度入札公告手続を行ったが、入札者は 1 者であり、予定価格を超過したため、随意契約した案件。</p> <p>・見積書を徴取した業者は何者か。</p> <p>・今後の入札参加者僅少対策として、余裕期間制度を活用するとの説明があったが、同制度とはどのようなものか。</p> <p>・本件工事は、技術難易度が高いことが 1 者入札の要因と考え、再度入札で参加要件を緩和したとの説明であったが、間仕切改修やアスベスト除去工事は珍しい工事ではない印象を受けるところ、そもそも技術難易度が高いのか。</p> <p>・技術提案はどのようなものを求めたのか。</p> <p>・ 1 者入札の要因の分析、それに対する対策を</p>	<p>・見積活用方式は、入札参加者から見積書を徴取する手続であることから、見積書を徴取したのは入札に参加した 1 者である。</p> <p>・全体の工期に余裕を持たせることで、資材や人材の確保を容易にするというものである。国交省が示している方式は 3 種類あり、発注者が工事の始期を指定する発注者指定方式、発注者があらかじめ工事着手期限を定め、その期限までであれば受注者がいつから着工してもいいという方式、発注者が定めた全体工期の中で、受注者が工事の始期と終期を定められるフレックス方式がある。</p> <p>・工事内容は珍しい案件ではないが、アスベストに関しては、工事中にアスベストが舞ってしまうことを絶対に避けなければならない、負圧環境を維持しながら工事を行う必要があることから、当庁の基準では、原則として技術難易度が高いものとしている。</p> <p>・ 1 度目の入札手続では、アスベストに関してのものを求めた。</p> <p>2 度目の入札手続では、特定天井部分の改修に関する提案を予定していたが工事対象から除外したため、事件関係室の遮音を高めるための施工上の工夫を求めた。</p> <p>・承知した。</p>

意見・質問	回答
<p>記録化しておくことは重要だと考えるので、引き続き行っていただきたい。</p> <p>また、見積活用方式や余裕期間制度を導入することはいいが、必ずしもうまくいくとは限らないものであり、そのようなことがあれば国交省に伝えるなどしてさらなる改善を求めることも重要だと考えるため、それについても記録化して分析することを検討していただきたい。</p> <p>・今後の入札参加者僅少対策として、早期発注を実施とあるが、具体的にどのようなことを考えているのか。</p> <p>2 奈良地裁五條支部庁舎改修工事</p> <p>※ 本件は、今期の工事の契約案件の中で、予定価格と契約金額の乖離が約45%と、最も落札率の低い案件である。</p> <p>1 回目の入札で2者の入札があり、予定価格内の者に対して施工体制確認ヒアリングを実施し、総合評価の結果、1番低額の入札金額業者と低入札ヒアリングを行い、契約を締結した案件である。</p> <p>・過去にも低入札案件を見ているが、照明器具関係が低入札になることが多い印象である。その度に案件の特殊事情であるとの説明を受けているが、それでも多い印象が拭えない。予定価格の設定において何か対応は考えてないのか。</p> <p>また、今回は、囲障改修工事も調達内容に含まれているが、囲障改修工事も低入札案件になりやすいのか。</p> <p>・予定価格の算出方法を見直すことを検討してもいい時期に来ているのではないか。今回は、</p>	<p>・年度当初である4月上旬は、比較的技術者が多い時期なので、その時期に手続きができるように、公告の時期をさらに早めることを考えている。</p> <p>・照明器具については、低入札になりやすいということからメーカーにヒアリングするなどし、実勢に近い価格を聴取するなどの対応を行っている。それにもかかわらず、低い落札率となったのは、今回の受注者が、公共工事の実績がなく本工事を実績としたいために金額を抑えたことによるものである。</p> <p>また、囲障改修については、受注者が長年取引実績のある協力会社から資材を仕入れることで金額を抑えられたものであり、囲障改修工事全般が低入札になりやすいというわけではない。</p> <p>・承知した。</p>

意見・質問	回答
<p>この報告で問題はないが、同様のことはこれからもあると思うので、引き続き注視していただきたい。</p> <p>・公共工事の実績を作りたいという業者がいる一方で、参加者がいない案件も多いため、今後は、なぜ参加者数にばらつきがあるのかを分析し、今後の対策を検討してはいかがか。</p> <p>3 広島地家裁呉支部庁舎外部等改修工事第3回設計変更</p> <p>※ 本件は、工事において仕様の変更が必要となったため変更契約をおこなった案件だが、原契約の金額から、3割を超える金額で変更契約をした案件である。</p> <p>3割を超える変更契約の場合、随意契約とせずに、原則として別途、入札等を行い契約すべきというルールになっている。</p> <p>・本件の設計変更は、進捗に伴い、アスベストの調査対象やタイルの数量変更などがあつたとのことであるが、当初予定と異なって設計変更をすることがこれ程までに多いのかという点が素朴な疑問である。</p> <p>アスベストに関しては、事前に調査をして発注条件を決めてから入札を行わないと、同じ条件での比較ができないのではないか、タイルの数量については、一部の範囲で調査を行い、その数値を全体に推計するなどの対応はできないのか、屋上の取り合いについては、最初からわからないのか、いずれも事前にもっと詰められなかったのかという疑問がある。</p> <p>・上記の疑問は一般の方であれば当然に思う疑問である。一方、建築関係に携わる者であれば、改修工事は当初の発注内容に推測の部分が含まれることがあり、設計変更があること自体は、それだけでおかしいことではないというこ</p>	<p>・承知した。</p> <p>・アスベストに関しては、含有の可能性があるとして把握していた外部の工作物や屋上の仕上げ塗材については、前年度に調査をしており、全く行っていないというわけではない。ただし、調査部分が不足していたことは事実であり、注意が行き届いていなかったという指摘は真摯に受け止めたい。</p> <p>タイルの数量に関しては、工事実施前に地上から打診又は目視できる範囲での調査を行い推計している。ただし、築年数が経っており、遠くからの目視だけでは不足する部分が想定されたため、工事実施の際に足場を掛けるのに合わせて全体の調査をすることとし、必要に応じて設計変更で対応することを当初から想定していたものである。</p> <p>・承知した。</p>

意見・質問	回答
<p>とは理解している。</p> <p>さりとして、本件は最終的に4回の設計変更を行っており、事前検討の不備により設計変更が多くなったと言われても仕方がない状況だと考える。今後は、そのような疑義を持たれないためにも、過去の事例を分析するなどして、必要以上の設計変更がないよう心掛けていただきたい。</p> <p>・3割を超える設計変更を行える場合として、「現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なもの」という規定があるところ、その文言からは、原則として3割を超えてはならないというかなり厳格な基準である印象である。一方、本件の説明においては、3割については目安であり法的根拠はないであるとか、形式面ではなく実質的に相当かを検討するものであるというような、並列的に考える規定という理解をしているような印象を受けたが、実情はどのように柔軟に考えているのか。</p> <p>・以上、3件の審議案件について、入札契約手続が適正に行われていると思料する。</p>	<p>・原則として3割を超えてはならない厳格な基準であるという考えである。本件は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものにあたるものとして対応したものである。</p>